

この一年

笠原嘉（藤田保健衛生大精神科）

喜ばしいことを二つ書きたい。

その一つは、精神保健福祉士という国家資格がようやく誕生したこと。これに向けてのご関係各位の長年のご努力に、あらためて心からの敬意を表したい。

今年度からはそのための試験と教育がはじまる。その性質上チーム医療の不可欠な精神科医療にとって、そしてとくに社会復帰をもって真の目標とする分裂病の治療活動にとって、新しい資格の誕生が新しい刺激となることを信じたい。

これにつづいて、チームへの「臨床心理士」の正式な参加も是非実現させてほしい。

臨床心理士のなかには、生徒のカウンセリングなど教育畑の仕事の得意な人もおられるが（そして事実、学校カウンセラーがことのほか忙しい今日の状況が生まれているが）、病める人々と接する医療畑でその才能を発揮できる人もまたたくさんおられる。そのことを、私は自分の経験から知っている。

そういう方々の力を頂いて、精神科の医療を重層的したいと切に思う。実現に向けてのご関係の方々的一段のご努力に期待する。

* * *

もう一つは、福祉面での動きである。

先日「障害者保健福祉施策の在り方」について中間報告が出たが、その当面の目標となる「障害者プラン」では、身体障害者、知的障害者、精神障害者の三者の総合化が目指されることになった。さしあたっては、共通の部分できるだけ共有しようという。

一九九三年の「障害者基本法」で精神障害者が法制度上始めて障害者に加えられ、福祉施策の必要性がうたわれたのだから、当然の流れといえればそれまでだが、新しい一歩であることは間違いなく、いろいろ困難はあろうが、関係各位のご理解を得て、この道を進むべきでないか、と思う。

このことが契機になって多方面に風穴が開かないか、という期待もまた生まれる。

たとえば「障害者の雇用の促進に関する法律」の改正が一九九七年に行われ、法定雇用率が引き上げられるとともに、障害者概念のなかに知的障害者が含まれることになったが、次の改正では精神障害者も加えていただけないか。

少なくとも、十年二十年勤務した人の場合などは考えていただきたいものと思う。

* * *

喜ばしいことの反面には、必ずやいささかの苦勞がともなう。

精神保健福祉士を迎え入れ「対等な一員」として遇する、というあたらしい課題が精神科の医療機関全部に課せられるのはいうまでもない。

新しい障害者福祉に関連しては、われわれはいやでも身体障害者福祉と知的障害者福祉のもつ年輪と充実度に圧倒され、その落差の大きさに溜め息をつかざるをえないだろう。とくに、他団体と同様に当事者団体能力を問われる時代が間もなくくるとして、回復者（障害者）の会の連合会、といった組織が生まれえないものか。

次の一年は、精神保健福祉法の改正である。一步一步の地道な進歩を信じたい。

以上